

公安委員会 説明資料 No. 1	第 41 回危険業務従事者叙勲受章者の 決定について	令和 5 年 10 月 19 日 警 務 部
---------------------	-------------------------------	---------------------------

報告事項

第 41 回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した。

1 第 41 回危険業務従事者叙勲

区分	勲等	受章者	年齢
1	瑞宝双光章	阿部 行利 (あべ ゆきとし)	74
2		大井 博司 (おおい ひろし)	74
3		竹下 勇 (たけした いさむ)	74
4		平田 二郎 (ひらた じろう)	74
5		藤井 修 (ふじい おさむ)	74
6		堀川 文雄 (ほりかわ ふみお)	74
7	瑞宝单光章	青木 義順 (あおき よしのり)	74
8		大上 恒生 (おおうえ つねお)	74
9		大西 豊人 (おおにし とよひと)	74
10		川西 善廣 (かわにし よしひろ)	74
11		国土 恭平 (こくど きょうへい)	74
12		小西 俊美 (こにし としみ)	74
13		篠原 邦雄 (しのはら くにお)	74
14		林 正敏 (はやし まさとし)	74
15		吉田 元法 (よしだ もとのり)	74

2 発令日

令和 5 年 11 月 3 日付け

3 伝達式

11 月 8 日 (水) 午前 10 時 30 分から
警察本部 6 階大会議室

公安委員会 説明資料 No. 2	人命救助者に対する警察庁長官感謝状の 授与の決定等について	令和5年10月19日 警務部
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">報告事項</div> <p>本年6月、高松市内で発生した交通事故に伴う人命救助者(本年7月、警察本部長感謝状を贈呈)に対し、警察庁長官感謝状の授与が決定した。</p>		
<p>1 趣旨</p> <p>警察表彰規則で定める感謝状は、人命救助、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕等について、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して警察庁長官等が授与するもの</p> <p>2 被表彰者（人命救助者）</p> <p>高松市香南町 自営業 田中義幸（たなか よしゆき）氏 37歳</p> <p>3 表彰種別</p> <p>警察庁長官感謝状</p> <p>4 功労の概要</p> <p>被表彰者は、令和5年6月19日午前6時29分頃、高松市香南町の市道を走行していた軽四貨物車がため池に転落し、高齢女性が同車両運転席から脱出できない状況を目撃するや、警察に通報するとともに、ため池に飛び込んで女性を車外に救出し、現場付近を通りかかった男性と協力して、女性を陸へ引き上げ、人命を救助したもの</p> <p>5 伝達式の日程等</p> <p>令和5年11月9日（木）午後2時30分から県警察本部において実施</p>		

報告事項

- 令和5年9月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会1件、警察4件
- 令和5年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会10件、警察35件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1	2	0	1	1	1	1	1				10
	前年比	±0	+1	±0	±0	±0	-1	+1	-2	±0				-1
警察	件数	1	3	7	3	8	2	6	1	4				35
	前年比	-1	±0	+5	±0	+4	-2	+2	±0	±0				+8

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	9月		累計		9月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応						1	4	4
各種保護							2	2
職務質問・検問			1	1			1	1
110番対応・臨場	1		1				1	2 (1)
各種相談			1				2	1
少年補導								
被害届等				1 (1)				
告訴・告発			1	1			1	1
捜査(逮捕、取調等)		1	4	3	4	3	15	10
交通指導取締り			1	1			4	4
交通事故処理							3	3
その他			1	2 (1)			2	1
合 計	1	1	10	9 (2)	4	4	35	29 (1)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

3 主な感謝事例

- 警察官の一步踏み込んだ対応に対する謝辞

公安委員会 説明資料 No. 4	指定自動車教習所に対する監督命令について	令和5年10月19日 交通部
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">報告事項</div> <p>不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施した。</p>		
<p>1 不利益処分の名宛人 教習所名 A自動車学校 設置者 甲男 管理者 乙男</p> <p>2 弁明の内容 原因となる事実を認め、いかなる処分も受入れ、再発防止に努める。</p> <p>3 不利益処分の内容等</p> <p>(1) 不利益処分の内容 監督命令 ア 業務管理の徹底及び責任の所在の明確化 イ 再発防止策の策定報告</p> <p>(2) 根拠規定 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の7第2項</p> <p>(3) 処分年月日 令和5年9月25日</p> <p>(4) 理由 普通自動車（AT限定免許）に係る技能教習において、教習実施前の確認を怠り、仮運転免許証に「眼鏡等」の条件を付された教習生に対し、眼鏡等不使用の状態で路上教習を実施したことによる。</p> <p>4 指定自動車教習所による再発防止策</p> <p>(1) 管理者による全職員に対する指導 (2) 再発防止のための検討会の開催 (3) 確認事項をチェックする確認表の作成及び運用 (4) 教習所幹部による、昼礼時における注意喚起及び確認状況の抜打ちチェック</p> <p>5 県警察としての再発防止策</p> <p>(1) 管理者対象の教習委員会（令和5年8月24日開催）において指導 (2) 教習指導員等を対象とした法定講習において指導予定</p>		

報告事項

丸亀自動車学校から若年運転者講習を実施したい旨の申請がなされ、審査した結果、基準に適合していることを確認したことから講習機関として指定した。

1 講習区分

若年運転者講習（道路交通法第108条の4第1項第3号）

※ 令和4年5月13日に施行された改正道路交通法で、運転免許の受験資格が見直され、本来取得可能な年齢に達するまでの間に第二種免許等を取得した者が基準に該当する違反を行った場合、若年運転者講習を受講しなければならないことが新たに定められた。

2 指定教習所

丸亀自動車学校

※ 今回丸亀自動車学校を指定したことにより、県内の若年運転者講習の指定講習機関は11校となった。

3 審査状況

申請のあった教習所について、次のとおり基準に適合していることを確認した。

(1) 人的要件

運転適性指導員が必要数配置されている。

(2) 物的要件

講習に必要なコース、普通自動車、建物、設備等を有している。

(3) 運営的要件

ア 若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有している。

イ 指定自動車教習所としての教習業務と並行して講習を行う体制を有している。

ウ 指定自動車教習所として、法令に定められた教習を適正に実施している。

4 指定年月日

令和5年9月5日